

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 備讃瀬戸航路の区域の変更

開発保全航路のうち備讃瀬戸航路の区域を変更すること。

(別表第二関係)

第二 附則関係

この政令は、平成二十一年十二月十六日から施行すること。

(附則第一項関係)